

札幌市都市公園の維持管理に関する協定書の改定協定書

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の2第3項及び札幌市都市公園条例(昭和 32 年条例第3号)第 29 条第1項の規定に基づき、令和3年3月 25 日付けで札幌市(以下「甲」という。)及び旭山記念公園みどりコンソーシアム(以下「乙」という。)が締結した旭山記念公園の管理に関する協定書(以下「原協定書」という。)に関し、甲と乙は、原協定書第 37 条の規定に基づき、次のとおり改定協定を締結する。

第1条 原協定書第 17 条に、次の1項を加えるとともに、原協定書第 17 条第3項から第5項を1項ずつ繰り下げる。

3 乙は、第1項の管理費用とは別に、別記3「賃金水準スライド条項」に基づき算定した下記の費用について、第2項に定める支払金額に加算して請求するものとする。

令和 3 年度	令和4年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
—	—	—	225 千円	225 千円

第2条 この協定は、締結日から適用するものとする。

この改定協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ、各自1通を所持する。

令和6年 11 月 19 日

(甲) 札幌市中央区北1条西2丁目

札幌市

代表者 市長 秋元 克広



(乙) 札幌市中央区北1条東 1 丁目6番地 16

旭山記念公園みどりコンソーシアム

代表者 公益財団法人札幌市公園緑化協会

理事長 近藤 哲

